

## 4 都税徴収猶予額整理状況（令和4年度）

区 分	徴収猶予額 (A)		収入額 (B)		その他減額 (C)		徴収猶予中の額 (D) = (A) - (B) - (C)	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
令 和 3 年 度	83 956 092	49 850	57 475 223	19 433	12,450,485	11,306	14 030 384	19 111
<b>令 和 4 年 度</b>	<b>29 002 451</b>	<b>19 335</b>	<b>23 497 708</b>	<b>6 648</b>	<b>2 839 907</b>	<b>9 563</b>	<b>2 664 836</b>	<b>3 124</b>
一般の徴収猶予（法15条関係）	12 559 664	18 509	8 633 869	6 224	2 681 292	9 325	1 244 504	2 960
不動産取得税 （法73条の25、27等、法附則12条1項）	320 944	361	4 432	10	137 035	222	179 478	129
法人都民税・法人事業税 （法55条の2、72条の38の2、39の2）	-	-	-	-	-	-	-	-
特別土地保有税 （法601条、602条、603条等）	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税・都市計画税 （法附則29条の5 第7、8項）	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税環境性能割 （法164条）	2 253	16	-	-	1 922	13	331	3
軽油引取税 （法144条の29）	16 119 590	449	14 859 408	414	19 658	3	1 240 524	32

（備考）1 この表は法人都民税・法人事業税に地方法人特別税及び特別法人事業税を含む。  
2 この表の「収入額」には還付未済額は含まれていない。  
3 「徴収猶予額」は前年度からの繰越額と本年度決議額の合計、「その他減額」は調定減額、期限経過額及び猶予取消額の合計である。

## 5 都税滞納処分の停止状況（令和2～令和4年度）

## (1) 滞納処分停止中の額（税目別）

区 分	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
<b>総 計</b>	<b>3 435 454</b>	<b>30 097</b>	<b>3 837 024</b>	<b>30 224</b>	<b>3 997 301</b>	<b>29 742</b>
法 人 都 民 税 利 子 割	1 173 508	8 375	1 258 830	8 092	1 318 360	9 168
個 人 事 業 税	-	-	2 850	6	2 850	6
法 人 事 業 税	136 148	782	133 808	729	124 687	704
不 動 産 取 得 税	1 095 454	1 631	1 419 467	1 648	1 482 452	1 812
	137 867	451	136 988	414	199 219	438
都 た ば こ 税	-	-	-	-	4	4
軽 油 引 取 税 ( 普 通 税 )	-	-	-	-	-	-
自 動 車 税	252 959	6 111	250 615	6 055	244 553	5 835
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税	638 897	12 744	633 811	13 276	625 141	11 774
事 業 所 税	416	1	416	1	-	-
旧 法 に よ る 税 ( 自 動 車 取 得 税 )	203	2	239	3	36	1

（備考）1 この表は都民税個人分を含まない。  
2 自動車税は自動車税環境性能割及び自動車税種別割を含む。  
3 自動車取得税（普通税）は、令和2年度から「旧法による税」として収納することとされた。